

役 員 等 一 覧

[illegible]

注1) 「役員・株主等」とは、役員（監査役を含む）、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人及び100分の5以上出資している全ての者のこと。

注2) 法人株主の場合は代表者名及び役職名も併せて記載すること。